

## 第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

---



# 1. 緑地の保全及び緑化の施策

## 緑の将来像・基本方針と施策の推進方向(再掲)

〈将来像〉

〈基本方針〉

〈施策の推進方向〉

多彩で豊かな緑と水を守り  
未来へつなげるまち  
習志野

(1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

- (1)-1. 干潟の保全と活用
- (1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出
- (1)-3. 優れた自然環境の保全と活用
- (1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全
- (1)-5. 農地の保全と活用

(2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

- (2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上
- (2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化
- (2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化
- (2)-4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

(3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

- (3)-1. 公共公益施設の緑化
- (3)-2. 住宅地の緑化
- (3)-3. 工場・事業所等の緑化
- (3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

(4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

- (4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実
- (4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実
- (4)-3. 環境学習の推進
- (4)-4. 緑と水の計画・調査・研究

## (1) 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

施策の推進方向	施策の展開
(1)-1. 干潟の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①干潟を所管する国が実施する保全事業への協力</li> <li>②干潟に親しむ機会の創出と利用促進</li> <li>③湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続</li> </ul>
(1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雄大な海浜景観の保全・創出</li> <li>②レクリエーション空間としての整備・活用推進</li> <li>③新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出</li> </ul>
(1)-3. 優れた自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特別緑地保全地区*の指定検討</li> <li>②自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し</li> <li>③身近な地域での水辺の保全</li> <li>④豊かな自然の保全と親しむ機会の創出</li> <li>⑤樹木医による樹木診断の実施</li> </ul>
(1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>①文化財の指定継続と活用</li> <li>②社寺林の環境の保全</li> <li>③歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信</li> </ul>
(1)-5. 農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度*の活用促進</li> <li>②農用地区域の適正な管理</li> <li>③市民農園の保全・活用</li> <li>④遊休農地*対策の推進</li> </ul>

## (1) - 1. 干潟の保全と活用

### ① 干潟を所管する国が実施する保全事業への協力

全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地で、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟について、国指定鳥獣保護区の指定継続を図ると共に、干潟の生物のモニタリングやアオサ対策の実施等、環境省による良好な干潟生態系の保全事業に協力していきます。

### ② 干潟に親しむ機会の創出と利用促進

谷津干潟は、自然生態観察の場としてだけでなく、習志野緑地等と連携して大規模な憩いの場として市民に親しまれています。今後も、案内看板や利用案内マップ等の充実、「谷津干潟の日」をはじめとしたイベントの展開を図り、環境教育・自然とのふれあい・人々の集いの場として利用を促進します。



谷津干潟自然観察センター内

### ③ 湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続

ラムサール条約に登録されている湿地及びその他の湿地の適正な管理に関し、関係市町村間の情報交換及び協力を推進することによって、地域レベルの湿地保全活動を促進することを目的とするラムサール条約登録湿地関係市町村会議への参加を継続します。

ラムサール条約登録湿地を有するオーストラリア・ブリスベン市との湿地交流の継続をはじめ、他の湿地との交流を継続しながら、湿地と水鳥の保護に向け、国外とも連携を図っていきます。

谷津干潟は、ラムサール条約登録湿地であるとともに、渡り鳥性水鳥とその生息地が人と生物多様性に恩恵を与えるものとして認識され、保全されることを目指して設立された「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（渡り性水鳥保全連携協力事業：EAAFP）」参加湿地であり、今後も湿地の保全と水鳥の保護に向けた国際的な湿地提携を継続していきます。

## (1) - 2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出

### ① 雄大な海浜景観の保全・創出

「関東の富士見百景」に認定されている茜浜緑道は、東京湾を一望できる雄大な海辺の景観が得られるとともに、東京湾や東京都心の背景として富士山を望むことができる良好な展望スポットとしての環境整備を図ります。



ダイヤモンド富士

## ② レクリエーション空間としての整備・活用推進

茜浜緑地等の臨海部では、駐車場や休憩スペースの拡充、案内サインの設置等により、レクリエーション空間としての整備・活用推進を図ります。また、官民連携を含む様々な整備手法を検討し、更なる魅力向上に努めます。

## ③ 新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出

海浜公園や茜浜緑地と、近接する新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出を図り、歩いて楽しめる空間づくりを進めます。

### (1) - 3. 優れた自然環境の保全と活用

#### ① 特別緑地保全地区の指定検討

都市内の優れた自然環境を将来にわたって保全するために、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討します。

#### ② 自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、市民の協力のもとに自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の保護・保全を図ると共に、指定の拡大など適正な見直しを進めます。

#### ③ 身近な地域での水辺の保全

河川や水路、湧水、学校ビオトープ等、身近な地域での水辺を保全するとともに、周辺緑地の整備を図ります。



菊田川

#### ④ 豊かな自然の保全と親しむ機会の創出

豊かな自然環境の保全に配慮しつつ、多様な生き物の生息・生育するための空間とのつながりを確保し、人々とのふれあいの場を創出します。

夏休みこども自然観察会や自然のなかで遊ぶ会等を開催して、豊かな自然に親しみふるさと意識を育む機会をつくります。

#### ⑤ 樹木医による樹木診断の実施

保存樹木、習志野市名木百選、公園や街路の古木・巨木等について、樹木医による樹木診断を実施し、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性がある樹木を早期に発見し、適正な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図り、樹木による事故を防止します。

## (1) - 4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全

### ① 文化財の指定継続と活用

貝塚や天然記念物等文化財の指定継続と文化財を取り巻く環境の保全・改善を図ると共に、本市の歴史的な場所や文化財の所在地をまとめた「習志野市 歴史・文化財マップ」を活用した歴史学習や市内散策等、多くの市民が習志野の歴史・文化的環境にふれあうことができるようにします。



旧鵜田家住宅

### ② 社寺林の環境の保全

社寺林は、習志野らしい歴史と文化を伝える重要な緑の環境として保全を図り、必要に応じて新たな植樹を推進します。

特別緑地保全地区指定(都市緑地法)、都市環境保全地区や保存樹木指定(市条例)、登録有形文化財制度等の活用により、緑豊かで風格のある社寺の環境を保全します。

### ③ 歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信

本市の歴史や文化を探訪しやすいような、ホームページの拡充、パンフレットの作成等による周知啓発を行います。

## (1) - 5. 農地の保全と活用

### ① 生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度の活用促進

市街化区域内にある農地で、災害の防止や、農業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地を生産緑地地区として新規・追加指定を行いつつ計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ります。

また、生産緑地の所有者の意向を確認したうえで、特定生産緑地制度を活用し、安定した耕作の継続、生産緑地の保全を図ります。

### ② 農用地区域の適正な管理

農業上の利用を確保すべき農地である農用地区域については、今後の環境変化を踏まえつつ、都市型農業の健全な発展と優れた自然環境を守るため、適正な管理を図ります。

### ③ 市民農園の保全・活用

市民が土とふれあう場、環境学習の場として、既存の市民農園の保全・活用を図ります。また、農地所有者が開設する市民農園についても周知を図り、拡充を進めます。

### ④ 遊休農地対策の推進

遊休農地については、農地利用の最適化の推進として、農地パトロールを実施し、遊休農地の発生防止・解消を図るとともに、遊休農地と判断した農地の所有者に対し、今後の活用等についての意向を確認するため、農地利用意向調査を行い、遊休農地の有効活用に向けた協議を進めます。

## (2) 緑と水の拠点を彩り、つなぐ

施策の推進方向	施策の展開
(2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住区基幹公園の適正配置・魅力向上</li> <li>②鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進</li> <li>③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり</li> <li>④借地公園*の拡充</li> <li>⑤立体都市公園制度*の導入の検討</li> </ul>
(2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ハミングロードの適正な維持管理</li> <li>②主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出</li> <li>③緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化</li> </ul>
(2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点（防災公園）の設置</li> <li>②公園緑地・河川等の防災機能の向上</li> <li>③幹線道路の計画的な緑化推進</li> </ul>

施策の推進方向	施策の展開
<p>(2) - 4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① PPP/PFI*の拡充・導入の検討</li> <li>② 公園・緑地での省エネルギー対策の推進</li> <li>③ 管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理</li> <li>④ 公園台帳等の整備・定期的な更新</li> <li>⑤ 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理</li> <li>⑥ 総合公園の整備・拡充</li> <li>⑦ 秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備</li> <li>⑧ 風致公園の整備・拡充</li> <li>⑨ 地域の特色を活かした都市緑地の整備</li> <li>⑩ 多様な品種桜の整備</li> <li>⑪ 市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理</li> <li>⑫ 市の花アジサイの名所づくり</li> </ul>

## (2) - 1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上

### ① 住区基幹公園の適正配置・魅力向上

住区基幹公園は、街区公園・近隣公園・地区公園それぞれについて地域に存する緑地や道路・街区等の状況をふまえ、住民が容易に利用できるように配置を進めていきます。

既存の住区基幹公園については、地域の多様なニーズに対応し、コミュニティの核となる公園としての魅力向上・再整備をめざします。

公園の池や流れは、生き物の生息・生育するための空間とのつながりを意識し保全していきます。

公園の整備・リニューアルにあたっては、地域住民に親しまれるよう、必要に応じて住民参加による公園づくりを図っていきます。

また、老朽化した公園等については、配置方針を踏まえた統廃合や機能再編について、状況に応じて検討を行います。



実籾自然公園

### ② 鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進

鷺沼特定土地区画整理事業地区では、地区内外を含む近隣住区に対応し、災害時の一時避難場所としても機能する近隣公園の他、近隣公園との機能分担や誘致距離等を踏まえた街区公園、および緑地・緑道を適宜配置し、計画的な整備を推進します。

### ③ 市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり

キャッチボール等のボール遊びができる公園、こどもの遊び場が不足するエリアでの公園の整備、土や生き物とふれあえる公園の整備等、市民の様々なレクリエーションニーズに対応する公園づくりを検討します。

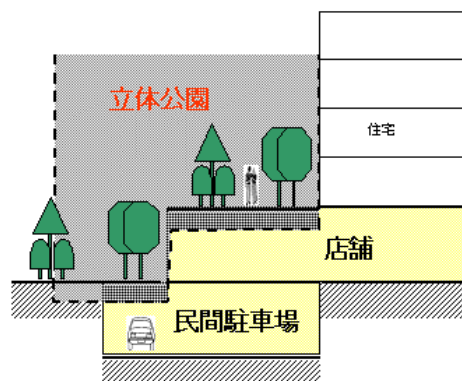
また、インクルーシブ\*な遊具の設置の検討等、高齢者や障がいのある人、子育て中の人を含む、全ての人々が安全で安心して利用できるような公園づくりを推進します。

### ④ 借地公園の拡充

借地公園制度は、土地所有者から土地を借り受けて公園を設置する制度であり、市内では「藤崎5丁目みんなの広場」で導入しています。今後は、公園が不足している地域等において、遊休地等の土地所有者の協力を得ながら、拡充を図っていきます。

### ⑤ 立体都市公園制度の導入の検討

立体都市公園制度は、都市公園の地下を別の用途で利用することや、建物の屋上に都市公園を設置することを可能とする制度です。鉄道駅周辺等、立体的な土地利用を図る必要のある地区において導入を検討します。



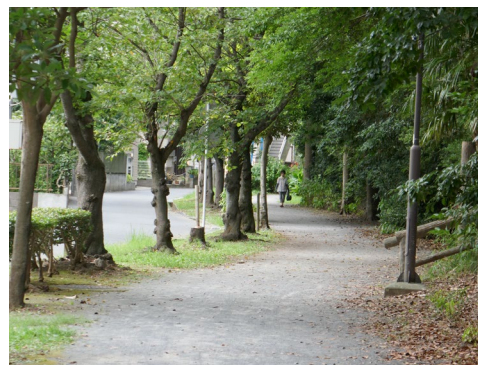
立体都市公園のイメージ

## (2) - 2. 緑と水の拠点のネットワーク化

### ① ハミングロードの適正な維持管理

本市の豊かな緑を象徴する「緑と水の南北軸」に位置づけるハミングロードについては、歩道面や公園灯、健康遊具の補修、および大きくなった樹木の剪定等を実施してきており、引き続き未整備区間の整備、施設等の整備・充実、植栽環境の充実を図ると共に、施設の補修、樹木剪定・更新等、適正な維持管理を図ります。

また、市民との協働による運営管理やイベント等により、「市民交流軸」として賑わいの創出、歩きたくなる空間づくりをめざします。



ハミングロード

### ② 主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出

主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐルートを「緑と水の東西軸」と位置づけ、街路樹の整備、民有地の緑化等により、彩りとうるおいのある香りの道づくり、回遊性の創出を進めます。

### ③ 緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化

四季を通じて、通勤・通学、散策、ウォーキング等様々な利用ができるように、都市景観の向上や緑地の連続性に配慮した快適な緑道を整備します。

都市の美観向上、地球温暖化防止（CO<sub>2</sub>の吸収）、ヒートアイランド現象の緩和、熱中症の防止等に寄与する街路樹の整備や更新により、道路利用者の安全と緑の保全、良好な環境のバランスに配慮した道路緑化に取り組みます。

## (2) - 3. 公園・緑地の防災機能の強化

### ① 鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点（防災公園）の設置

鷺沼特定土地区画整理事業地区内に整備する予定の近隣公園については、地域防災計画\*における一時避難場所に位置づけ、地区内外を含む近隣住区に対応する新たな防災拠点としての機能の充実を図ります。

### ② 公園緑地・河川等の防災機能の向上

地域防災計画において一時避難場所に位置づけている公園を中心として、防災倉庫や耐震性貯水槽\*等、既設の公園緑地の防災機能を向上させます。

河川空間は、災害時における延焼遮断帯としての機能や防火用水等の取水機能を有していることから、施設管理者である千葉県と一体となって適切な維持管理を図ります。また、必要に応じて施設の整備等、防災機能の向上に向けた検討を進めます。

緑地の樹種については、災害や環境負荷への適性を考慮して選定を図ります。

### ③ 幹線道路の計画的な緑化推進

道路は、災害発生時の緊急輸送のみならず火災の延焼遮断機能を持ち合わせています。幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点から検討し、必要性和効果の高い路線から緑化の整備を進めます。

また、幹線道路の整備に合わせ、その他の道路についても避難路や資材の輸送路、延焼防止帯としての役割を果たすよう、道路の緑化を進めていきます。

## (2) - 4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営

### ① PPP/PFIの拡充・導入の検討

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を市と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度やPFI (Private Finance Initiative) 等の様々な方式があります。

本市では谷津バラ園やプラッツ習志野、谷津干潟自然観察センター等が指定管理者制度を導入していますが、その他の公園緑地についても、公園の特色に応じて、指定管理者制度の拡充を検討します。

また、公園の一部を公募設置管理制度 (Park-PFI) の対象区域とし、対象区域以外の整備・管理運営をPark-PFIと組み合わせて公募し、官民連携による総合的な公園の整備・管理運営を行う等、地域の実情に応じた制度の導入の検討を進めます。



Park-PFI制度を活用した公園整備のイメージ  
(出典:国土交通省HP)

### ② 公園・緑地での省エネルギー対策の推進

公園・緑地に太陽光や風力等自然エネルギーを活かした設備の導入や、公園内照明のLED化を進める等、エネルギー消費の少ない設備を積極的に導入します。

### ③ 管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理

植栽されてから長い年月が経ち、巨木化や過密化している樹木について、樹木管理指針に基づいて管理を行い、計画的に剪定や伐採、補植等を実施するとともに、維持管理費の縮減を図ります。

また、必要に応じて樹木管理指針を改訂し、樹木の適正管理に努めます。

### ④ 公園台帳等の整備・定期的な更新

公園緑地の適正な管理を行うために、公園台帳や街路樹台帳を整備し、定期的な更新を行うとともに、DX\*化の観点からデータベース化や情報の蓄積等についても検討していきます。

### ⑤ 公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理

遊具等の公園施設は、塗装等の定期的なメンテナンスによって耐用年数の延伸を図ることが必要であり、本市では、令和2(2020)年3月に「習志野市公園施設(遊具)長寿命化計画」、令和7(2025)年3月に「習志野市緑道橋長寿命化修繕計画」を策定し、更新工事や補修工事を行っています。引き続き遊び場の安全性をより一層高めるため施設の定期点検やメンテナンスを行いつつ、公園施設の集約・再編等を検討した長寿命化計画を策定し、計画に基づいた公園施設の更新や補修に努めます。

### ⑥ 総合公園の整備・拡充

習志野緑地は、緩衝緑地としての機能を維持するため、既存施設の適正な維持管理を行うとともに、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の機能を備えた総合公園として、更なる魅力向上に向けた手法を検討し、整備拡充を進めます。

### ⑦ 秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備

秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備を図り、近隣住民の日常のレクリエーション活動の場としての利用を促進します。

### ⑧ 風致公園の整備・拡充

鷺沼城址や古墳のある鷺沼城址公園は、公園西側の斜面林の保全と、隣接するハミングロードとの連続性の確保を図ると共に、風致及び歴史的景観を楽しむ風致公園として、整備・拡充を進めます。



鷺沼城址公園

### ⑨ 地域の特色を活かした都市緑地の整備

雄大な海辺の自然を体感し、東京湾や富士山の景観を楽しむことのできるウォーターフロントや、都市景観の向上等の役割を果たしている斜面林の保全を図るため、都市緑地の整備を進めます。

既設の都市緑地については、さらに市民に親しまれるようリニューアルを検討します。

### ⑩ 多様な品種桜の整備

市内で開花時期や咲き方、色合い等が異なる桜を散策やお花見で楽しむことができるよう、市民、事業者、市が協働で多様な品種桜を適地に植栽します。

### ⑪ 市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理

市公式LINEを活用して、市民から既存の公園・緑地に関する情報を提供していただくことにより、適正な維持管理、迅速な対応を図ります。

### ⑫ 市の花アジサイの名所づくり

市の花であるアジサイを市内の公園・緑地等に植栽し、市民のアジサイへの愛着の醸成に努めるとともに、観光客へのPRなどシティセールス\*のツールとしての活用を図ります。

### (3) 身近な暮らしの緑をはぐくむ

施策の推進方向	施策の展開
(3)－1. 公共公益施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①公共公益施設の緑化</li> <li>②道路の緑化</li> <li>③鉄道施設の緑化の促進</li> </ul>
(3)－2. 住宅地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緑地協定*制度の活用</li> <li>②地区計画制度の活用</li> <li>③住宅開発時の緑化指導</li> <li>④接道部の緑化や生垣化の推進</li> </ul>
(3)－3. 工場・事業所等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①工場・事業所の緑化推進</li> <li>②緑化協定の締結推進と緑地の保全</li> <li>③工場・事業所・大学の市民開放の促進</li> </ul>
(3)－4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>①花で彩られた魅力ある商店街づくり</li> <li>②緑化地域制度*の活用</li> <li>③駅周辺での市街地再開発事業*に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成</li> <li>④新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成</li> <li>⑤駅前広場での緑の空間の魅力向上</li> </ul>

### (3)－1. 公共公益施設の緑化

#### ① 公共公益施設の緑化

学校は、地域の中核的な施設であるため、緑化についても地域のシンボルとなるように、各学校の実情を踏まえつつ、校庭周りの緑化や校庭の一部芝生化等、多様な緑化に取り組みます。学校の建替えや新築、改修・改築、長寿命化の際には、緑化の推進に努めます。

一部の学校においては、多様な生き物が生息できる環境（ビオトープ）づくりに取り組んでいることから、今後も教職員やPTA等の協力を得ながら、環境学習の場としての活用を図ります。

官公庁、公民館等の公共公益施設においては、利用する人の目を楽しませ、地域にうるおいを与える緑化を進めていきます。

公共公益施設の緑化は、地域における緑化の手法となるように、壁面緑化等の緑化を推進します。



習志野市役所庁舎

#### ② 道路の緑化

街路樹の整備を積極的に進めるとともに、良好な育成管理に努めます。

街路樹柵に花を植えて花壇にできるよう、制度化を検討します。

また、高速道路沿いの緑化を進めるとともに、樹木の良好な育成管理に努めます。



街路樹

#### ③ 鉄道施設の緑化の促進

鉄道施設の緑化を進めるよう、鉄道各社に要請を行います。

### (3)－2. 住宅地の緑化

#### ① 緑地協定制度の活用

土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する「緑地協定制度」の活用を図り、市民の協力によって緑豊かなまちづくりを進めます。

協定締結者への支援制度の導入を検討します。

#### ② 地区計画制度の活用

地域で話し合っただけで決めたまちづくりのルールを都市計画法\*によって定める「地区計画制度」を活用して、緑化率や壁面の位置の制限の設定、生垣化等により、緑豊かな住宅地をつくれます。

### ③ 住宅開発時の緑化指導

住宅開発時に、緑地の確保や緑化について必要な指導を行います。開発以外の建築においても、適正に緑化の指導を行います。

屋上や壁面、プランターによる緑化等の技術指導を検討します。

### ④ 接道部の緑化や生垣化の推進

新築・改築住宅の接道部に対する緑化や生垣化の推進を図り、災害に強く美しい緑のまちなみをつくりま

す。  
年齢等に関わらず、すべての人が緑の維持管理を続けられるような支援制度の導入を検討します。



接道部の生垣化

## (3) - 3. 工場・事業所等の緑化

### ① 工場・事業所の緑化推進

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化を推進します。

小規模の工場・事業所等、その他の民間施設についても、屋上・壁面緑化や外周部等の緑化を推進します。



事業所の緑化

### ② 緑化協定の締結推進と緑地の保全

「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づき、工場・事業所の緑化協定の締結推進と緑地の保全を図ります。

事業者が変わっても緑化協定締結が継続されるようなしくみと、屋上緑化、壁面緑化等を考慮した条例の見直しを検討します。

### ③ 工場・事業所・大学の市民開放の促進

工場・事業所・大学のスポーツ施設や花の美しい緑地の市民への開放や工場見学を促進し、市民が緑に親しむことができるよう努めます。

### (3)-4. 商業地・主要な鉄道駅周辺の緑化

#### ① 花で彩られた魅力ある商店街づくり

花鉢、ハンギングバスケット、窓辺の花飾り、植樹樹の花壇、立体花壇等、花で彩られた商店街の創出をめざします。屋上庭園、壁面緑化、路地緑化、中庭緑化等、立体空間や狭小空間の緑化を進め、商店街の魅力を高めます。



商業施設の緑化

#### ② 緑化地域制度の活用

緑が不足している市街地等において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定の緑化を義務づける「緑化地域制度」の活用を検討し、駅前商業地等の緑化を推進します。

#### ③ 駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成

駅周辺において市街地再開発事業が行われる場合には、まちの玄関口となる駅前の魅力を高めるため、多様な人々の活動の場となるオープンスペースの整備や、駅周辺の公共施設等の緑の空間をつなぐ緑のネットワークの形成を図ります。

#### ④ 新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成

新習志野駅周辺は、公共施設や商業施設等の緑化の推進、茜浜緑地や緑道等とのネットワークにより、歩行者空間の回遊性の向上を図ります。

#### ⑤ 駅前広場での緑の空間の魅力向上

市内の各駅前広場については、花壇や植栽等の維持管理に努めるとともに、必要に応じて改修や整備を検討する等、まちの玄関口に相応しい緑の空間としての魅力向上を図ります。



京成津田沼駅前広場

#### (4) 協働・連携による緑の輪をひろげる

施策の推進方向	施策の展開
(4)－1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑を支える団体への支援</li> <li>② 市民協働による公園の維持管理</li> <li>③ 「名木百選」事業の継続</li> <li>④ 緑のふるさと基金を活用した事業の推進</li> <li>⑤ 花いっぱい花壇づくり事業の継続</li> <li>⑥ オープン・ガーデン*の普及</li> <li>⑦ 緑の表彰制度の継続・拡充</li> <li>⑧ 緑に係る人材・団体への支援</li> <li>⑨ 市の花アジサイの緑化推進、魅力発信</li> <li>⑩ 「誕生の木」の配布</li> </ul>
(4)－2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信</li> <li>② 緑と公園のホームページの充実</li> </ul>
(4)－3. 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校での環境教育の支援</li> <li>② 谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発</li> <li>③ 公民館での環境に係る講座の実施</li> </ul>
(4)－4. 緑と水の計画・調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緑の基本計画の策定・改訂</li> <li>② 緑の現況調査の定期的実施</li> <li>③ 景観計画の策定等、景観まちづくりの推進</li> <li>④ 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施</li> <li>⑤ 教育機関や市民ボランティアとの連携</li> </ul>

## (4)－1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実

### ① 緑を支える団体への支援

緑に関する活動を行う市民団体等に対する補助や、団体間の交流の場の創出、情報発信の支援、緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度\*等、緑を支える団体を支援します。

### ② 市民協働による公園の維持管理

市が管理する公園緑地等について、身近な公園施設に愛着を持って頂くとともに市民協働を推進する観点から、維持管理の一部を地元町会・自治会や子供会に委託しており、今後とも、事業の継続を図ります。



市民による公園管理

### ③ 「名木百選」事業の継続

「名木百選」は、市民の皆さんから推薦された樹木を、樹木の専門家や市民で構成される「習志野市名木選定委員会」で選定し、平成14(2002)年に75本を指定したのですが、枯損等による樹木の伐採に伴う指定解除により、指定本数は減少しています。今後とも、身近な地域にある名木を巡ることを通じて季節を感じ、地域の歴史を知り、樹木による大気の浄化や水の保水作用等、多くの恩恵について考えるきっかけとなるように事業の継続を図ります。また、ウォークラリー等のイベントについて検討します。

### ④ 緑のふるさと基金を活用した事業の推進

緑豊かなまちづくりを推進するために設置した緑のふるさと基金を活用し、花の種子の配布や桜の名所づくり運動、市内の緑地の整備・植栽等の事業を推進します。

### ⑤ 花いっぱい花壇づくり事業の継続

地域において、自ら花壇づくりを実施する町会等に対して、花苗等を交付する事業を継続します。

### ⑥ オープン・ガーデンの普及

オープン・ガーデンは個人の庭をチャリティのために開放し、花と緑を通じて交流を深めるイギリスで始まった活動であり、市内でもイベント時に期間を限定した取り組みが行われています。こうしたオープン・ガーデンの普及のための支援、広報活動等を行います。



オープン・ガーデンのイメージ

### ⑦ 緑の表彰制度の継続・拡充

緑化の推進や緑の保全、またその啓発に功労のあった市民に対する「緑の表彰制度」を継続・拡充していきます。

### ⑧ 緑に係る人材・団体への支援

こども達の野外教育や自然体験活動、プレーパークの設置、地域の緑化活動等の中心となる人材・団体への支援を図ります。

### ⑨ 市の花アジサイの緑化推進、魅力発信

市、市民、事業者が一体となって、市の花アジサイを用いた緑化を推進するとともに、ホームページ等を活用しておすすめの公園を周知する等、魅力の発信を図ります。

### ⑩ 「誕生の木」の配布

市内で生まれた赤ちゃんに「アジサイ(市の花)」の苗を配布する事業を継続します。

## (4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実

### ① 広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信

広報・パンフレット・映像・SNS等を活用して、「関東の富士見百景」に選ばれた茜浜緑道や「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選ばれた谷津千潟～幕張新都心の道等、市内の重要な緑や美しい景観についての情報を広く発信します。

### ② 緑と公園のホームページの充実

インターネットによる情報発信を図るため、習志野市の緑と公園に関するホームページを随時更新し、内容の充実を図っていきます。

## (4)-3. 環境学習の推進

### ① 学校での環境教育の支援

市内全小学4年生を対象とする環境教育や自然体験学習への支援を行います。

個別の取り組みについては、地域・学校ごとに状況が異なるため、各学校での取り組みに応じた支援を継続します。

### ② 谷津千潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発

谷津千潟自然観察センターでは、来館者や視察への対応、ジュニアレンジャーの育成、環境学習の受入れ、観察会、展示イベント等を実施しており、引き続き環境学習を担う施設としての事業展開を図ります。



環境学習

### ③ 公民館での環境に係る講座の実施

公民館では、環境に関する講座等を実施しており、引き続き身近な施設で環境学習への取り組みを継続していきます。

#### (4) -4. 緑と水の計画・調査・研究

##### ① 緑の基本計画の策定・改訂

緑の基本計画は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、速やかに改訂を行い、計画内容の充実に努めます。また、改訂にあたっては、住民の意見を的確に反映させるように努めます。

##### ② 緑の現況調査の定期的実施

本市の緑の現況を把握する調査を定期的の実施し、今後の公園・緑地の整備・再整備や良好な自然環境の保全等の取り組みに反映していきます。

##### ③ 景観計画の策定等、景観まちづくりの推進

緑の量的な拡大のみならず、緑豊かな美しくうるおいのあるまちを創出するために、必要に応じて景観法等の活用を図りながら、各種規制、支援等を行います。

また、今後の状況の変化や市民のニーズ等を見極めながら、景観計画の策定についても検討していきます。

##### ④ 公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施

市内の公園がどのように利用され、また公園に対してどのようなニーズがあるかを調査し、今後の公園整備に活かします。

また、公園施設(遊具)長寿命化計画に基づき、計画的な施設の更新・維持管理を行い、施設の長寿命化と利用者の安全性の向上を図ります。



公園調査のイメージ

##### ⑤ 教育機関や市民ボランティアとの連携

緑に関する共同研究や緑の活用手法の提案等、大学等の研究機関との連携を図ります。

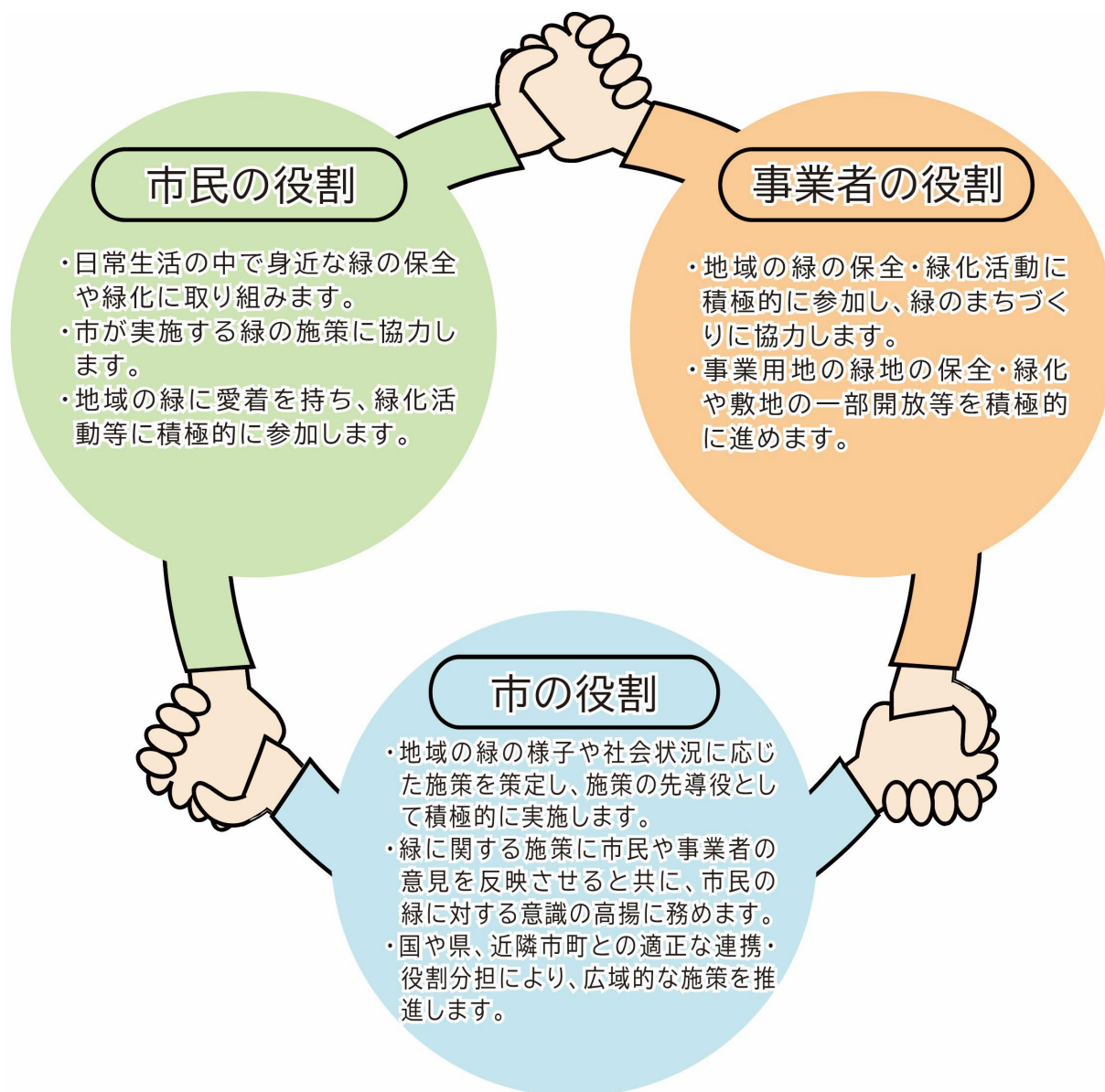
また、市民団体や市民カレッジの卒業生といった市民ボランティアによる緑の評価や、特定外来生物種の状況調査等、市民との協働による緑と水の調査・研究の成果の共有・活用を図ります。

## 2. 施策の推進方針

### (1) 計画の主体と役割

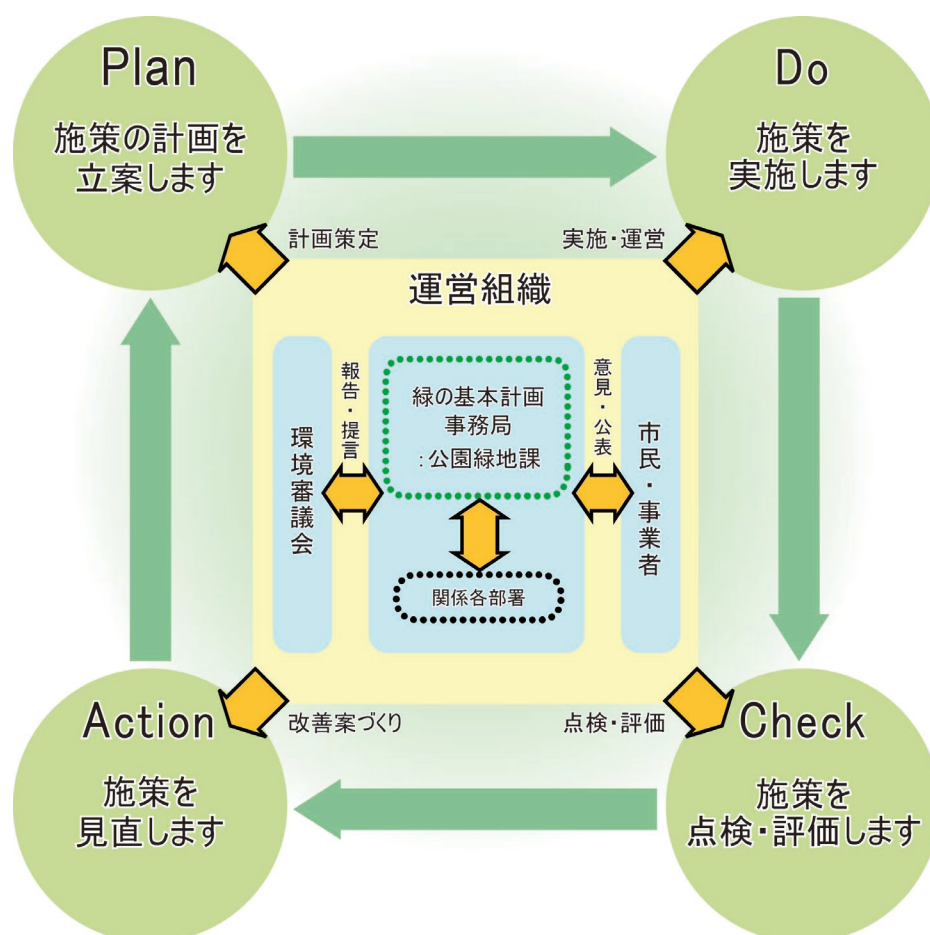
習志野市の緑の施策を推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれが協力・連携しながら、自主的かつ積極的に行動することが不可欠です。

本計画では、事業の推進主体とそれぞれの役割を次のように定めます。



## (2) 施策の推進と評価・見直しの方法

各々の施策の実施にあたっては、事業サイクルを設定し、地域の状況や社会情勢の変化、各事業の取り組み状況に対応して、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Action)」を順に行う「PDCAサイクル」によって、施策毎の推進と評価・見直しを図っていきます。



見直しの際には、各施策の取り組み状況を広く公表し、アンケート調査等を通じて施策の評価を図っていきます。

施策の進捗や緑の現況等については、年次の報告書(環境白書)を通じて明らかにしていきます。

### (3) 各施策の役割分担・推進スケジュール

#### 地域の個性となる緑と水を守り、いかす

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(1)-1. 干潟の保全と活用	①干潟を所管する国が実施する保全事業への協力	○	○	●		
	②干潟に親しむ機会の創出と利用促進	○		●		
	③湿地を有する国内外の自治体との交流・提携の継続	○		●		
(1)-2. 海辺の自然を体感できるレクリエーション空間の創出	①雄大な海浜景観の保全・創出			●		
	②レクリエーション空間としての整備・活用推進	○		●		
	③新習志野駅周辺との回遊性・連続性の創出			●		
(1)-3. 優れた自然環境の保全と活用	①特別緑地保全地区の指定検討	○		●		
	②自然保護地区・都市環境保全地区・保存樹木の指定継続と適正な見直し	○		●		
	③身近な地域での水辺の保全	○		●		
	④豊かな自然の保全と親しむ機会の創出	○		●		
	⑤樹木医による樹木診断の実施			●		
(1)-4. 習志野らしい歴史・文化的環境の保全	①文化財の指定継続と活用			●		
	②社寺林の環境の保全	○		●		
	③歴史や文化を楽しむことができるまちの情報発信			●		
(1)-5. 農地の保全と活用	①生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度の活用促進	○		●		
	②農用地区域の適正な管理	○		●		
	③市民農園の保全・活用	○	○	●		
	④遊休農地対策の推進	○	○	●		

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

緑と水の拠点を彩り、つなぐ

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(2)-1. 公園・緑地の適正配置・魅力向上	①住区基幹公園の適正配置・魅力向上	○		●	■	■
	②鷺沼特定土地区画整理事業地区での公園・緑地の計画的な整備の推進		○	●	■	■
	③市民の多様なレクリエーションニーズに対応した公園・緑地づくり	●		●	■	■
	④借地公園の拡充	○	○	●	■	■
	⑤立体都市公園制度の導入の検討	○	○	●	■	■
(2)-2. 緑と水の拠点のネットワーク化	①ハミングロードの適正な維持管理	●	○	●	■	■
	②主要な公園や鉄道駅周辺をつなぐ歩行者空間の整備・回遊性の創出	●	○	●	■	■
	③緑道・街路樹による連続性のある道路空間の緑化	○		●	■	■
(2)-3. 公園・緑地の防災機能の強化	①鷺沼特定土地区画整理事業地区への新たな防災拠点(防災公園)の設置			●	■	■
	②公園緑地・河川等の防災機能の向上	○		●	■	■
	③幹線道路の計画的な緑化推進	○		●	■	■
(2)-4. 既存の公園・緑地の適正な管理・運営	①PPP/PFIの拡充・導入の検討	○	○	●	■	■
	②公園・緑地での省エネルギー対策の推進			●	■	■
	③管理指針に基づく公園・緑地・緑道・街路樹等の樹木の適正管理			●	■	■
	④公園台帳等の整備・定期的な更新			●	■	■
	⑤公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の適正な維持管理	○		●	■	■
	⑥総合公園の整備・拡充			●	■	■
	⑦秋津公園内のスポーツ施設の改修および整備			●	■	■
	⑧風致公園の整備・拡充			●	■	■
	⑨地域の特色を活かした都市緑地の整備	○		●	■	■
	⑩多様な品種桜の整備	○	○	●	■	■
	⑪市民からの情報提供を活かした公園・緑地の維持管理	○	○	●	■	■
	⑫市の花アジサイの名所づくり			●	■	■

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

## 身近な暮らしの緑をはぐくむ

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(3)-1. 公共公益施設の緑化	①公共公益施設の緑化			●	■	■
	②道路の緑化	○	○	●	■	■
	③鉄道施設の緑化の促進		●		■	■
(3)-2. 住宅地の緑化	①緑地協定制度の活用	●		●	■	■
	②地区計画制度の活用	●		●	■	■
	③住宅開発時の緑化指導	○		●	■	■
	④接道部の緑化や生垣化の推進	●		●	■	■
(3)-3. 工場・事業所等の緑化	①工場・事業所の緑化推進		●	●	■	■
	②緑化協定の締結推進と緑地の保全		○	●	■	■
	③工場・事業所・大学の市民開放の促進	○	●	○	■	■
(3)-4. 商業地・主要な 鉄道駅周辺の 緑化	①花で彩られた魅力ある商店街づくり	○	●	○	■	■
	②緑化地域制度の活用			●	■	■
	③駅周辺での市街地再開発事業に併せた緑化の推進・緑のネットワークの形成		●	○	■	■
	④新習志野駅周辺の緑化の推進・緑のネットワークの形成		○	●	■	■
	⑤駅前広場での緑の空間の魅力向上		○	●	■	■

●:主体的に取り組む ○:協力的に取り組む

## 協働・連携による緑の輪をひろげる

施策の推進方向	施策の展開	役割分担			推進スケジュール	
		市民	事業者	市	R8~17	R18~27
(4)-1. 緑を支える市民活動の推進・支援制度等の充実	①緑を支える団体への支援	●		●		
	②市民協働による公園の維持管理	●		●		
	③「名木百選」事業の継続	○		●		
	④緑のふるさと基金を活用した事業の推進	○		●		
	⑤花いっぱい花壇づくり事業の継続	●		●		
	⑥オープン・ガーデンの普及	●		●		
	⑦緑の表彰制度の継続・拡充	○	○	●		
	⑧緑に係る人材・団体への支援	○	○	●		
	⑨市の花アジサイの緑化推進、魅力発信	○	○	●		
	⑩「誕生の木」の配布			●		
(4)-2. 多様な媒体による緑の情報発信の充実	①広報・パンフレット・映像・SNS等多様な媒体による情報発信	○	○	●		
	②緑と公園のホームページの充実			●		
(4)-3. 環境学習の推進	①学校での環境教育の支援	○	○	●		
	②谷津干潟自然観察センターによる環境学習の普及啓発	○	○	●		
	③公民館での環境に係る講座の実施	○		●		
(4)-4. 緑と水の計画・調査・研究	①緑の基本計画の策定・改訂			●		
	②緑の現況調査の定期的実施			●		
	③景観計画の策定等、景観まちづくりの推進	○	○	●		
	④公園の利用実態調査・ニーズ調査の実施	○	○	●		
	⑤教育機関や市民ボランティアとの連携	○	○	●		

●:主体的に取り組む    ○:協力的に取り組む

